

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 対象品目一覧

種目	対象者	性能等
便器	常時介護を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止または失禁などによる汚染または損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊便器	上肢機能に障がいのある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚などの訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器などであること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消などの用具となるもの。
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水などを補助でき、小児慢性特定疾病児童等または介助者が容易に使用し得るもの。
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等または介助者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。

種目	対象者	性能等
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。
頭部保護帽	発作などにより頻繁に転倒する者 （在宅以外（入院中または施設入所）の者についても対象）	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある者	小児慢性特定疾病児童等または介助者が容易に使用し得るもの。
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障がいを起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。
ネブライザー（吸引器）	呼吸器機能に障がいのある者	小児慢性特定疾病児童等または介助者が容易に使用し得るもの。
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等または介助者が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具（消化器系）	人工肛門を造設した者 （在宅以外（入院中または施設入所）の者についても対象）	小児慢性特定疾病児童等または介助者が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具（尿路系）	人工膀胱を造設した者 （在宅以外（入院中または施設入所）の者についても対象）	小児慢性特定疾病児童等または介助者が容易に使用し得るもの。
人工鼻	人工呼吸器の装着または気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等または介助者が容易に使用し得るもの。

※「小児慢性特定疾病対策等総合支援事業実施要綱」（平成29年5月30日付け健発0530第12号厚生労働局長通知別紙）別添1と同。